

一般職の職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第23号

一般職の職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則

一般職の職員の通勤手当支給規則（昭和33年函館市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第8条の4を削る。

第9条の2第2項中「離職し」を「離職（職員が離職の日またはその翌日（当該翌日が函館市の休日を定める条例（平成3年函館市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改める。

第9条の2の次に次の2条を加える。

（支給の始期および終期）

第9条の2の2 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第13条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、または死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、

その日の属する月) から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 3 職員に新たに条例第13条第1項の職員たる要件が具備されるに至った事由または通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った事由が勤務箇所の変更によるもののうち市長が認めるものについては、前2項の規定にかかわらず、その事由の発生した日から通勤手当の支給を開始し、またはその日から通勤手当の支給額を改定する。

（勤務箇所の変更に係る職員の通勤手当の額）

第9条の2の3 前条第3項に規定する勤務箇所の変更によるもののうち市長が認めるものに係るその月の通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 職員に新たに条例第13条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合は、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 条例第13条第1項第1号に掲げる職員 同条第2項第1号に規定する運賃等相当額（支給単位期間は、1箇月とする。）と勤務箇所の変更の日（以下「変更日」という。）からその月の末日までの日数（職員の勤務時間に関する条例（平成3年函館市条例第3号）第2条第5項、第7項および第8項に規定する勤務を要しない日（以下「勤務を要しない日」という。）を除く。）に当該交通機関の往復の運賃等の額を乗じて得た額とのいずれか低廉となる額

イ 条例第13条第1項第2号に掲げる職員 同条第2項第2号に規定する額を変更日からその月の末日までの日数（勤務を要しない日を除く。）で日割りにより計算して得た額

ウ 条例第13条第1項第3号に掲げる職員 第8条の3各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれアまたはイの規定の例により計算して得た額

(2) 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合は、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 条例第13条第1項第1号に掲げる職員 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 変更日の属する月が変更日前における支給単位期間に係る最初の月である場合 変更日前における条例第13条第2項第1号に規定する額から同条第4項に規定する額を差し引いた額と変更日以後に支給されることとなる前号アに規定する額との合計額

(イ) 変更日の属する月が変更日前における支給単位期間に係る最初の月でない場合 前号アに規定する額

(ウ) 変更日前における支給単位期間が1箇月である場合 イの規定の例により計算して得た額

イ 条例第13条第1項第2号に掲げる職員 変更日前における条例第13条第2項第2号に規定する額を変更日の前日までのその月の日数（勤務を要しない日を除く。）で日割りにより計算して得た額と変更日以後に支給されることとなる同号に規定する額を変更日からその月の末日までの日数（勤務を要しない日を除く。）で日割りにより計算して得た額との合計額

ウ 条例第13条第1項第3号に掲げる職員 第8条の3各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれアまたはイの規定の例により計算して得た額

エ 通勤方法が従前と異なることとなる職員 ア、イまたはウのそれぞれ該当することとなる部分の規定の例により計算して得た額

第9条の5第1項中「条例第13条の2第1項」を「第9条の2の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。